第一条の二の四十四の二十五第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	
第十九条の二十四の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	
（略）	（略）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	
（略）	（略）
第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	
第一条の二の四十四の二十五第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	
第十九条の二十四の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	
（略）	（略）
（略）	（略）

表二　（略）

（新設）	
第十九条の二十四の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	
（略）	（略）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	
（略）	（略）
第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	
（新設）	
第十九条の二十四の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	
（略）	（略）
（略）	（略）

表二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されている第五条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧規則」という。）様式第一号による登録機関登録申請書、旧規則様式第一号の二による実施計画届出書、旧規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、旧規則様式第一号の四による実施結果報告書、旧規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、旧規則様式第二号による業務規程届出書、旧規則様式第三号による業務規程変更届出書及び旧規則様式第四号による業務休廃止届出書は、同条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新規則」という。）様式第一号による登録機関登録申請書、新規則様式第一号の二による実施計画届出書、新規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、新規則様式第一号の四による実施結果報告書、新規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、新規則様式第二号による業務規程届出書、新規則様式第三号による業務規程変更届出書及び新規則様式第四号による業務休廃止届出書とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧規則様式第一号による登録機関登録申請書、旧規則様式第一号の二による実施計画届出書、旧規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、旧規則様式第一号の四による実施結果報告書、旧規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、旧規則様式第二号による業務規程届出書、旧規則様式第三号による業務規程変更届出書及び旧規則様式第四号による業務休廃止届出書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。